

判決年月日	平成 2 2 年 9 月 2 2 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成22年（行コ）第10002号		

- 特許法 1 1 2 条の 2 第 1 項所定の「その責めに帰することができない理由」とは、通常の注意力を有する当事者が通常期待される注意を尽くしてもなお避けることができないと認められる事由により追納期間内に納付できなかった場合をいう。
- 当事者から委託を受けた者にその責めに帰することができない理由があるといえない場合には、特許法 1 1 2 条の 2 第 1 項所定の「その責めに帰することができない理由」には当たらない。

（関連条文）特許法 1 1 2 条の 2 第 1 項

本件は、X（原告・控訴人）が特許料の追納期間の経過後に特許料納付書を提出して特許料及び割増特許料（本件特許料等）の納付手続をしたところ、特許庁長官が同特許料納付書を却下する手続却下の処分（本件却下処分）をしたため、X が、Y（被告・被控訴人）に対し、追納期間内に特許料及び割増特許料を納付することができなかったことについて、特許法 1 1 2 条の 2 第 1 項所定の「その責めに帰することができない理由」があるとして、本件却下処分の取消しを求める事案である。

原判決は、特許法 1 1 2 条の 2 第 1 項所定の「その責めに帰することができない理由」とは、天災地変、あるいはこれに準ずる社会的に重大な事象の発生により、通常の注意力を有する当事者が万全の注意を払っても、なお追納期間内に特許料を納付することができなかったような場合を意味し、X に「その責めに帰することができない理由」があるとは認められないから、本件却下処分に違法はないとして、X の請求を棄却した。X は、これを不服として控訴した。

本判決は、特許法 1 1 2 条の 2 第 1 項所定の「その責めに帰することができない理由」とは、通常の注意力を有する当事者が通常期待される注意を尽くしてもなお避けることができないと認められる事由により追納期間内に納付できなかった場合をいうとした上、当事者から委託を受けた者にその責めに帰することができない理由があるといえない場合には、同項所定の「その責めに帰することができない理由」には当たらないと判示した。その上で、本件特許料等を追納期間内に納付することができなかったことについて、X に、同項所定の「その責めに帰することができない理由」があったということはできないとして、本件控訴を棄却した。